

▶ 消滅時効に立ち向かえ

—消滅時効は恐ろしい。援用されたら一発アウトである。でも、交通事故事件では「時効だから」と簡単に諦めるべからず。被害者救済のさまざまな制度や運用を駆使して、被害回復を図る姿勢が道をきりひらく。

時効管理は弁護士の基本

弁護士としてあらゆる法的紛争を取り扱うにあたって、消滅時効にかけてしまうことほど言いにくい初歩的かつ重大なミスはないといわれてよいでしょう。このことは交通事故による損害賠償請求事案にも当然にあてはまります。

したがって、消滅時効完成前に交通事故事案を受任した弁護士としては、受任中に自らのもとの消滅時効期間が完成し、相手方から援用されるといった事態はなんとしても避けなければなりません。

交通事故による損害賠償請求権、すなわち、不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しなかったとき、時効期間が完成します（民法724条、自賠法4条）。また、不法行為の時から20年の経過により除斥期間となります。また、自賠責保険の被害者請求についても、3年の経過により時効消滅します（自賠法19条）。

体験談 2

保険会社は時効援用しないってホント？

弁護士 4年目 男性

事故から時間が経っているけど……

高速道路で追突被害に遭った方の事案です。依頼者Xさんは、不幸中の幸いにも怪我自体は重傷ではなく、いわゆるむち打ち症で済んだものの、かなりの速度で追突されたこともあって事故で覚えた恐怖心が残る、いわゆる鬱病のような症状が出て、整形外科に加えて心療内科でも治療を受けていました。

むち打ち症に関しては、MRI検査によっても特段の画像所見はなかったのですが、Xさんは頸部に強い痛みを訴えました。

ただ、鬱症状の影響もあって積極的に医師の指示に従って治療を受けることができず、通院頻度がまばらになり、結果的に治療が長期に及ぶことになったようです。受傷から6か月が経過した頃に、相手方保険会社による治療費支払いの対応は終了となりましたが、Xさんはその後も健康保険を使って治療を続けました。

相手方保険会社は、治療費支払いの対応終了後もしばらくの間は定期的にXさんに治療経過等を確認していたとのことですが、Xさんの治療が長期に及ぶにつれて次第に連絡が少なくなり、事故から1年が経過する頃には没交渉となりました。

その後、Xさんは事故から2年弱を経過後に、手指に痺れが残る状態で症状固定に至り、被害者請求の形で後遺障害等級認定申請をしましたが、認定結果は等級非該当でした。

Xさんは、事故による受傷で長期の治療を余儀なくされ、神経症状に悩まされているのに、これが後遺障害として評価されないのは納得でき

ワンポイントアドバイス

保険会社の実務運用

多くの交通事故事件では、加害者（賠償義務者）が自動車保険（任意保険）に加入しています。体験談2では、加害者側が消滅時効の援用をせずに損害保険会社から損害賠償金の支払いを受けることができましたが、これはたまたま運がよかったというわけでもなさそうです。とある大手損害保険会社では、通常の賠償事案であれば、時効援用をすることはないと管理職の方が（こっそり）教えてくれました。これは、監督官庁の指導や保険業界の取り決めといったものではなく、被害者の被害

先輩弁護士の
成功・失敗談から学んで、
交通事故事件で、
もうつまづかない！

Contents

- Method 01 ▶ 赤い本、過信するべからず — 定番書籍の活用法
- Method 02 ▶ 早期受任のススメ — 初期対応
- Method 03 ▶ 実務の運用を押さえよう — 一括社の役割
- Method 04 ▶ 足で集めろ、動かぬ証拠 — 証拠収集
- Method 05 ▶ 「赤本基準」は甘くない — 訴訟提起のメルクマール
- Method 06 ▶ 早い、安い、使いやすい — ADRの利用法
- Method 07 ▶ 消滅時効に立ち向かえ — 時効
- Method 08 ▶ せっかくだから使おうよ — 自分の保険①（保険の種類）
- Method 09 ▶ 「人傷」を極める — 自分の保険②（人身傷害補償保険）
- Method 10 ▶ 1に労災、2に健保 — 自分の保険③（公的保険）
- Method 11 ▶ 暗号ヲ解説セヨ — 業界用語
- Method 12 ▶ 知らないことは聞いてみよう — 賠償医学
- Method 13 ▶ 多様な生き方を立証する — 休業損害
- Method 14 ▶ その公式、大丈夫？ — 逸失利益
- Method 15 ▶ モノの値段の決まり方 — 物損①（車両損害）
- Method 16 ▶ 代車のワナにご用心 — 物損②（代車）
- Method 17 ▶ 身近なようで難しい — 自転車事故
- Method 18 ▶ あきらめるな、途はある — 無資力対応
- Method 19 ▶ 保険はみんなのもの — 相手の保険①（任意保険）
- Method 20 ▶ 知らなきゃ損する自賠責 — 相手の保険②（自賠責保険）
- Method 21 ▶ 違いのわかる弁護人になろう — 刑事弁護士

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 交通事故事件21

検索

CLICK!

